

議案第 27 号

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年山陽小野田市条例第
169 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号た
だし書中「1 万 4, 200 円」を「1 万 4, 500 円」に改め、同条第 3 項中
「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」
に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当す
る扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下こ
の項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」
に改める。

別表中「12, 500」を「12, 900」に、「13, 350」を
「13, 700」に、「14, 200」を「14, 500」に、「10, 800」
を「11, 300」に、「11, 650」を「12, 100」に、「9, 100」
を「9, 700」に、「9, 950」を「10, 500」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条

第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けて</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>1万4,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けて</p>

いたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

いたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 (以下この項において「特定期間」という。) にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）
補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900	13,700	14,500
分団長及び副分 団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団 員	9,700	10,500	11,300

備考

1・2 （略）

別表（第5条関係）
補償基礎額表

（単位：円）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500	13,350	14,200
分団長及び副分 団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団 員	9,100	9,950	10,800

備考

1・2 （略）